

徳島県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハローズ大林店

小松島市大林町字宮ノ本七四番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

平成三十一年徳島県告示第二百十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗予定地は国道五五号、徳島南バイパス、県道大林津乃峰線等に隣接しており、安全確保のための交通整理員等の配置により、交通の妨げとならないよう対策を講じ、歩行者の安全確保に努めていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

出入口（国道・県道・市道）の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努め、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うとともに、道路管理者と十分協議していただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の保管、処理及び運搬について周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

4 防災・防犯対策への協力

徹底した防犯対策を講じていただきたい。

5 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に影響があることから、騒音緩和対策による静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺の農業・自然環境や連担する既存住宅地との調和のとれた外観整備となるよう努めること。

小松島市緑の基本計画で推進する私有地の敷地内緑化のため敷地面積の5%以上を緑化や緑地として確保するよう努めること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課

2 縦覧の期間 令和元年八月二十一日から同年九月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで